

総括表 健全化判断比率の状況

(単位: %)

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
志 摩 市	令和5年度	—	—	8.8	15.4
	令和4年度	—	—	9.8	24.9

(単位: %)

標準財政規模 (臨時財政対策債 発行可能額を含む)		(千円)	早期健全化基準	令和5年度	12.74	17.74	25.0	350.0
		うち臨時財政対策債 発行可能額		令和4年度	12.71	17.71	25.0	350.0
令和5年度	15,464,700	83,761	財政再生基準	令和5年度	20.00	30.00	35.0	
令和4年度	15,955,927	194,921		令和4年度	20.00	30.00	35.0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

(単位:千円)

①一般会計及び一般会計等に属する特別会計

会計名	実質収支額
一般会計	693,165
住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,421
①計 (A)	695,586
標準財政規模 (B)	15,464,700
実質赤字比率(%) (A/B)	-4.49% ※

③法適用企業会計

会計名	資金不足・剰余額
水道事業会計	2,200,741
下水道事業特別会計	43,964
病院事業会計	90,357
③計	2,335,062

②一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計

会計名	実質収支額
国民健康保険特別会計	123,159
介護保険特別会計	16,348
後期高齢者医療特別会計	293,086
②計	432,593

①～③計 (C)	3,463,241
標準財政規模 (D)	15,464,700
連結実質赤字比率(%) (C/D)	-22.39% ※

※実質収支又は連結実質収支が黒字の場合は「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は負の値で表示しています。

実質公債費比率の状況

(単位:千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)
令和3年度	4,333,894			318,844	94,801	149		14,066	225,424	3,198,702	66,655
令和4年度	3,885,175			361,507	10,032	113		9,393	173,458	2,769,486	62,998
令和5年度	3,318,279			310,309	7,764	73		15,807	162,705	2,404,224	58,594

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
令和3年度	6,862,375	9,269,701	742,268
令和4年度	7,063,068	8,697,938	194,921
令和5年度	7,091,449	8,289,490	83,761

(単位: %)

	実質公債費比率(単年度)
令和3年度	9.28632
令和4年度	9.58682
令和5年度	7.75046

(単位: %)

実質公債費比率(3か年平均)
8.8

実質公債費比率の求め方

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} - \text{⑧} - \text{⑨} - \text{⑩} - \text{⑪}}{\text{⑫} + \text{⑬} + \text{⑭} - \text{⑨} - \text{⑩} - \text{⑪}}$$

将来負担比率の状況

将来負担額(A)

(単位:千円)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①～⑧
地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額	将来負担額計(A)
19,217,756	0	1,658,688	5,259	4,425,996	0	0	0	25,307,699

充当可能財源額(B)

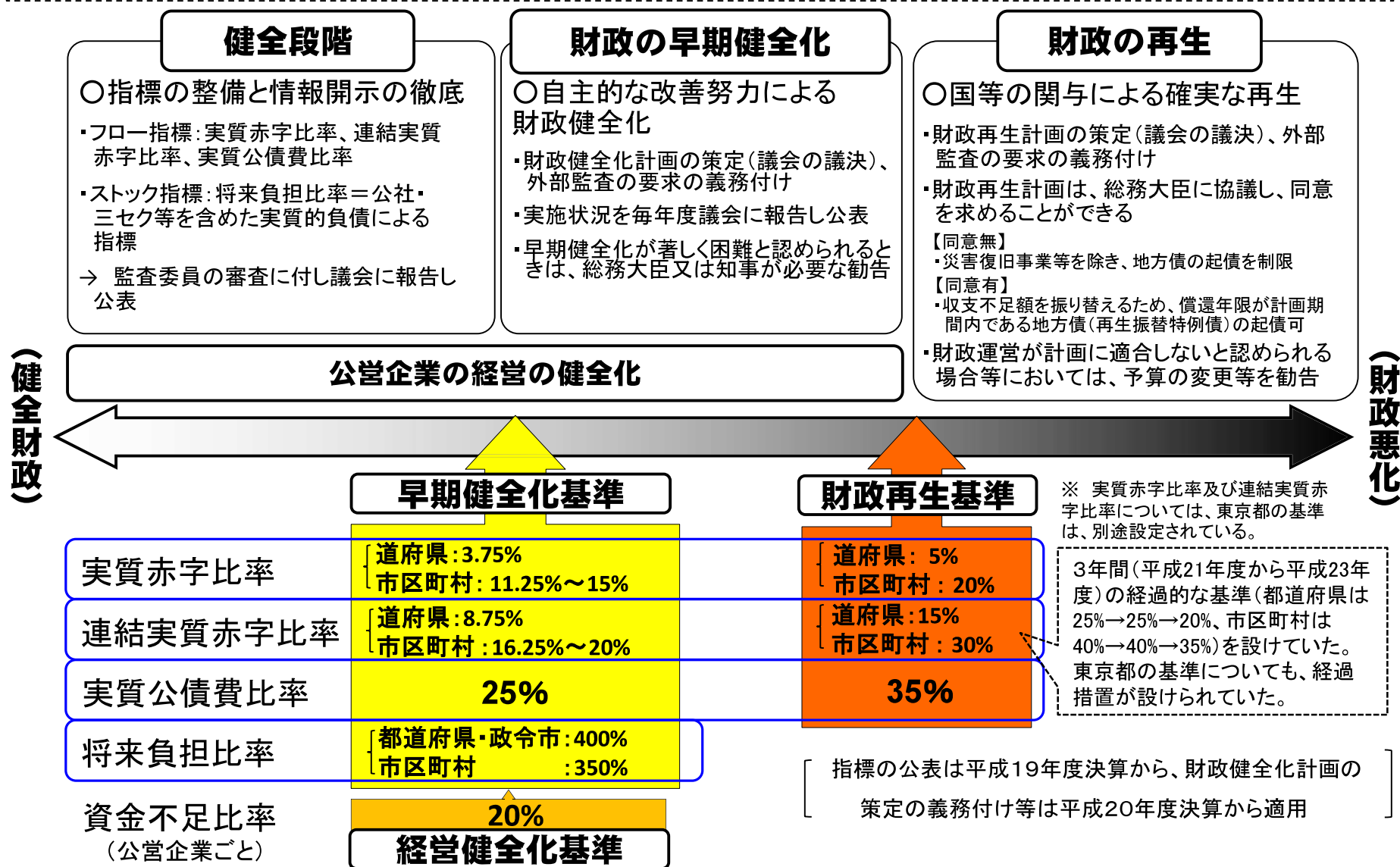
⑨	⑩	⑪	⑨～⑪
充当可能基金	充当可能特定収入 うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額	充当可能財源等計(B)
6,762,545	23,394	0	16,537,703
			23,323,642

将来負担額(A)	—	充当可能財源等(B)	(A)－(B)	将来負担比率(%)
25,307,699		23,323,642	1,984,057	
=				15.4
標準財政規模(C)	—	算入公債費等の額(D)	(C)－(D)	
15,464,700		2,625,525	12,839,175	

(D)は実質公債費比率の状況の⑨から⑪までの合計額

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

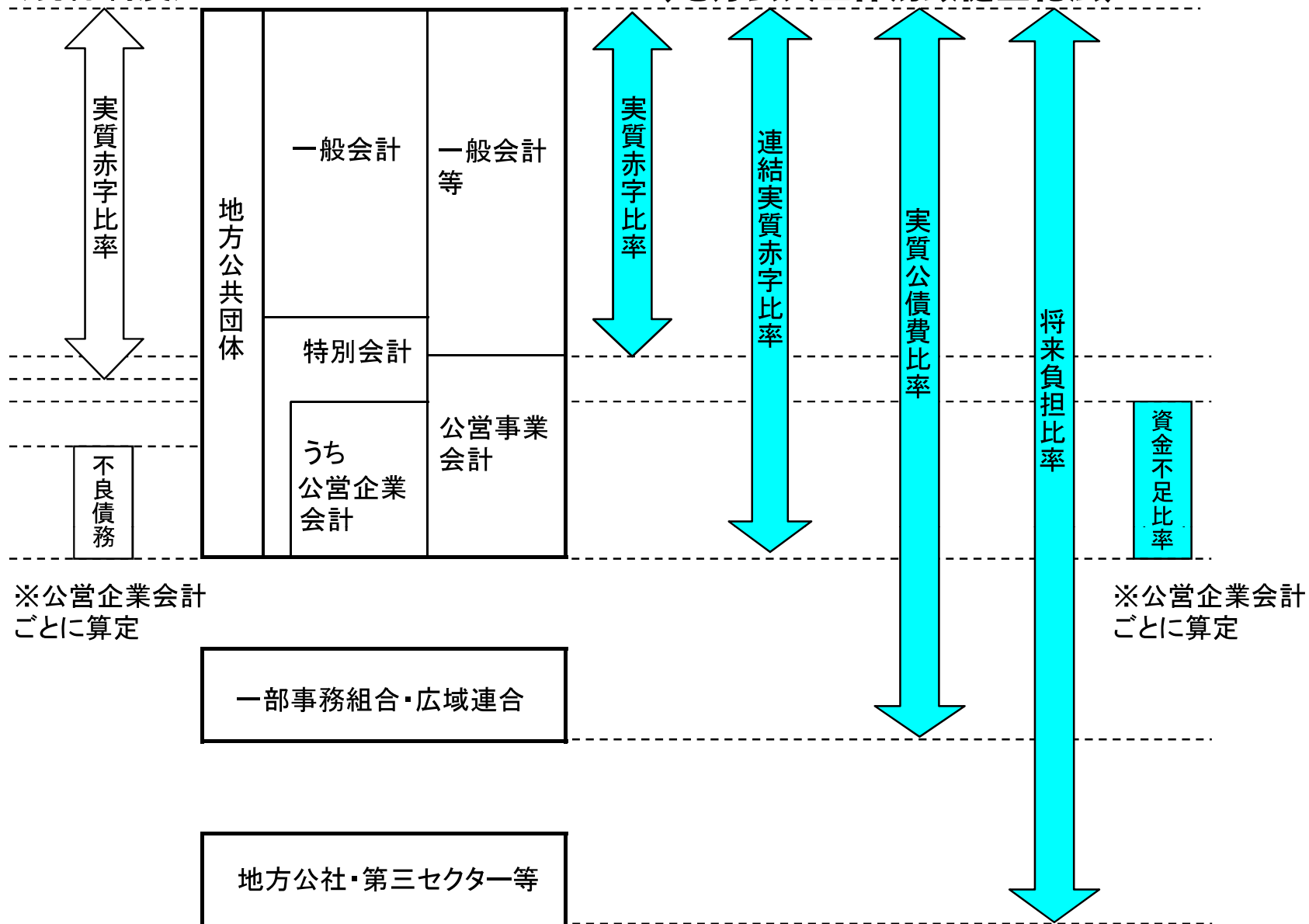
旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」が平成21年4月に全面施行されています。法律の概要は下図のとおり。



健全化判断比率等の対象について

(現行制度)

(地方公共団体財政健全化法)



健全化判断比率の用語解説

○健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

○実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率です。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

○将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

○資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。